

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		栃木市観光交流館使用料減免の承認	
根拠法令等及び条項		栃木市観光交流館条例第12条	
標準 処理 期間	根拠条項	未設定	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更	
	標準処理期間		
審査 基準	根拠条項	栃木市観光交流館条例第12条	
	参考事項	栃木市観光交流館条例施行規則	
	設定等年月日	令和 3年 4月20日設定 平成 年 月 日最終変更	
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市観光交流館条例抜粋 (使用料の減免)</p> <p>第12条 市長は、規則で定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>栃木市観光交流館条例施行規則抜粋 (使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第12条に規定する使用料を減額し、又は免除する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 市又は市教育委員会が主催する行事で利用するとき 全額</p> <p>(2) 市内の官公署、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、短期大学又は大学が主催する行事で利用するとき 全額</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、減免し、又は免除することが適当と認められるとき別に定める額</p>		